

津市私立高等学校教育振興補助金交付要綱

平成 1 8 年 1 月 1 日訓第 3 6 号

改正 平成 2 0 年 3 月 3 日訓第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校法人（私立学校法（昭和 2 4 年法律第 2 7 0 号）第 3 条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）の設置に係る高等学校（以下「私立高等学校」という。）の教育振興を図るため、津市補助金等交付規則（平成 1 8 年津市規則第 4 4 号）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の補助金は、「津市私立高等学校教育振興補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 3 条 補助金は、補助金の交付の基準日において、本市の区域内に住所を有する生徒が通学する私立高等学校を本市及び隣接市の区域内に設置している学校法人に対して、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金は、私立高等学校に在学する対象生徒の人数等を勘案し、予算で定める額を限度として、これを交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする学校法人は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度の決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(実績の報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受け、補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、補助事業の成果を記載した補助事業完了実績報告書に、当該補助事業が完了したことを証する書類及び収支内訳書を添えて市長に提出しなければならない。

(完了の認定)

第8条 市長は、前条の補助事業完了実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定しなければならない。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容及びこれに対した条件に違反したとき、又は指示に従わなかったとき。
- (5) 正当な理由がなく、補助事業完了実績報告書を提出せず、又は検査若しくは監査を拒んだため、補助事業の内容が確認できないとき。

(検査等)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた学校法人に対し、補助金の使途及び補助事業の実施状況に関し、検査し、又は監査を行うことができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓の規定は、この訓の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、合併前の津市私立高等学校教育振興補助金交付要綱(平成4年2月1日施行)

の例による。

附 則

この訓は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。